

議案第 4 4 号

前橋市道路構造条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市道路構造条例の一部を改正する条例

前橋市道路構造条例（平成 2 5 年前橋市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 自転車通行帯

第 4 条第 5 項本文中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 9 条第 1 項本文中「第 3 種」の次に「（第 4 級及び第 5 級を除く。次項において同じ。）」を、「第 4 種」の次に「（第 3 級及び第 4 級を除く。同項において同じ。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 9 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1. 5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項本文中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項本文中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条第1項及び第2項中「第9条第3項」の次に「、第9条の2第3項」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、この条例による改正後の第9条第1項及び第2項並びに第9条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。